

秦野市被災地支援ボランティア活動事業費補助金交付基準

(令和8年10月1日施行)

(趣旨)

- 1 この基準は、災害による被害を受けた地域（以下「被災地」という。）の復興支援を目的として行うボランティア活動に対して補助金を交付することについて、秦野市補助金交付規則（昭和53年秦野市規則第2号。以下「規則」という。）第19条の規定により必要な事項を定める。

(定義)

- 2 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。
 - (1) 被災地 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条の規定により指定された災害（以下、「指定災害」という。）が発生し、かつ、災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条が適用された地域のうち、災害発生から10年未満の地域をいう。
 - (2) ボランティア活動 復旧作業、支援物資の配布その他被災地の復興支援を目的として行う活動（支援物資の搬送のみを行う活動を除く。）をいう。

(補助対象事業)

- 3 補助の対象とする事業は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に、被災地において行うボランティア活動とする。
- 4 前項のボランティア活動は、その活動を行うことについて、被災地のボランティアセンター等から依頼、要請、承諾又は確認を受けているものでなければならない。

(補助対象者)

- 5 補助の対象となる者は、本市内に活動を行う拠点を有し、かつ、本市内においてその活動を行っている団体で、その構成員が5名以上でボランティア活動する団体（以下「団体」という。）とする。
- 6 前項の規定にかかわらず、補助の対象となるのは、指定災害ごとに同一の年度内1回限りとし、補助対象となる団体の構成員のうち、3分の1以上の構成員が他の補助対象団体と重複しないものとする。
- 7 前2項の規定にかかわらず、過年度にこの補助事業の適用を受けた団体が同一の指定災害による被災地へボランティア活動を行う場合は補助対象の上

限を3回とする。

(補助対象経費)

8 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 秦野市役所とボランティア活動をする市役所（町村役場）との間の距離を、国土交通省が公表している自動車燃費一覧における車名の通称名の区分に応じた燃費値で除して得た数値に、本市が年度ごとに設定する燃料1リットル当たりの単価を乗じて得た往復の燃料費
- (2) 秦野市役所からボランティア活動をする市役所（町村役場）まで移動するときに使用する有料道路の往復の通行料
- (3) 被災地への人員、物資等の輸送に要する車両の借上料
- (4) 秦野市役所からボランティア活動をする市役所（町村役場）までの公共交通機関による交通費（最も経済的な通常の経路及び方法により移動した場合の旅費により計算するが、やむを得ない事情により困難な場合には、実際に利用した経路及び方法によって算定する。）

(補助金の額)

9 補助金の額は、前項に規定する経費から本市以外の地方公共団体等から受ける補助金の額を控除した額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、予算の範囲内で定める。ただし100,000円を限度とする。

10 前項ただし書の規定にかかわらず、一つの団体に対し、同一の年度内において重複して補助金を交付する場合においては、その合計補助金額は200,000円を限度とする。

11 前2項の規定にかかわらず、補助金の交付を申請した団体の補助金の額の合計が、予算額（次項後段の場合にあっては予算残額。以下同じ。）を超える場合は、その予算額を按分するものとする。

(交付の申請)

12 交付の申請期間は、令和8年10月1日から令和9年2月26日までとする。なお、必要に応じて、再度交付の申請期間を設けることができるものとする

13 規則第4条第4号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 団体の規約又はその団体の概要が分かる書類
- (2) 団体の構成員のうちボランティア活動を行う者の名簿

(3) 被災地のボランティアセンター等から依頼、要請、承諾又は確認を受けていることが分かる書類

(4) 本市以外の地方公共団体等から補助金を受ける場合にあっては、その額が分かる書類

(交付の決定に係る取扱い)

14 規則第5条第2項に規定する交付の決定は、その決定をする時点において未着手の事業に対して行うことを原則とするが、着手済みの事業であっても、第3項の補助対象事業で定めた期間内に実施された事業については、交付の決定を行うものとする。

(実績報告)

15 規則第13条第1項第2号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) ボランティア活動の実績が分かる書類

(2) ボランティア活動を証明する書類が発行される場合にあっては、その書類の写し

(3) 領収書の写し

(施行期日等)

16 この基準は、令和8年10月1日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

(失効日)

17 この基準は、令和9年3月31日限りで、その効力を失う。